

第159回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和5年9月8日（金）10：30～14：31

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 恩田馨内閣府地方分権改革推進室長、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官、泉聡子内閣府地方分権改革推進室参事官、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、中野晶子内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和5年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番10：管理栄養士国家試験の受験資格の見直し等（デジタル庁、厚生労働省）>

（大橋部会長）まず、管理栄養士国家試験の受験資格について、提案団体からは具体的な支障に基づいて提案が出ている。そのため、それに対する回答も具体性のあるものをお願いしたい。例えば、全国で年間約8,000人の管理栄養士養成施設卒業者が、全体で約5,000万円の手数料を負担して、取得後使用機会がない栄養士免許を申請しているという負担が出ている。さらに、取得後の更新手続も必要であり、そうした負担を課す理由が必要になると思う。管理栄養士養成及び栄養士養成の在り方に関係するからという抽象的な回答だと、答えになっていないのではないかと考える。

また、栄養士免許に係る都道府県事務に影響するという点だが、この提案が実現すれば、都道府県の負担は減るのではないかと。何をもちょう都道府県事務に大きく影響するのかが分からないので、ぜひ説明いただきたい。

（厚生労働省）現状、実態的には、管理栄養士養成施設の方々には個別に申請するというよりも、養成施設を通じてまとめて申請するというのが通例である。要するに、都道府県から見ると、限られた時間の中で1回に多量の事務を処理しないといけないため、負担であるという意見だと思う。これを変えると、事務が分散し、一回一回申請者から申請を出してもらい、それを処理するという形になる。そうした場合に支障がないかという点について、自治体に確認をしたいということである。

（大橋部会長）現行では、管理栄養士養成施設卒業者による栄養士免許の申請数が圧倒的に多く、栄養士免許の申請手続が不要になったら、全体的な事務の総量が減るため、支障はないと考えるか、如何か。

（厚生労働省）そのため、その支障がないかどうかを確認するために意見聴取をしたい。

（大橋部会長）それは、わざわざ全国的に意見聴取をするような話ではなく、一般的に都道府県の負担が減ることであるため、ぜひその方向で進めていただきたい。

（厚生労働省）資格の在り方そのものについて歴史的な経緯があるため、栄養士会等の当事者の意見をまず聞く必要があると考えている。

（高橋構成員）前回のヒアリングにおいて議論した結果、2次回答において利害関係者に意見聴取をしなければいけないとの回答になったと承っている。

意見聴取するのは当然だと思う。ただし、厚生労働省としては、自治体から提案があり、廃止の方向で検討しているが、支障はないかという方向性を持って意見聴取をしていただきたい。

（厚生労働省）御指摘のとおり、提案の趣旨を踏まえて、意見聴取をしていきたい。

（大橋部会長）次に、免許等照合書の発行事務について、不要にするという方向は非常にありがたい。一点気になるのが、令和7年度から不要とするということについて、令和6年の9月から12月の発行事務がなくなるという趣旨か、それともさらにその1年後ということか、どちらか。

（厚生労働省）試験としては令和8年に行われる試験から措置すると考えている。

（大橋部会長）そこまで遅くする必要はないのではないかと。この事務自体を要求することが疑問であり、この負担があるということと、コピーの添付などで簡単に代替できるということからすると、不要にするための準備

はほとんど要らないと思う。すぐに対応して、メリットを受験生に還元していただきたい。

(厚生労働省) これを廃止したときに、受験資格を有している者について、どのような方法で誰が確認するのかという手続の整理をしなければいけないと考えている。免許に関するものであり、きちんと整理をし、手続を整え、周知をした上で行う必要があるため、時間がかかる。ただなくせばいいということでもなく、代替りの作業をどうするのかを含めて整理したい。

(高橋構成員) 精査をした結果、どのようなデメリットがある可能性があるのか、説明してほしい。

(厚生労働省) 代わりに何を確認するのか、誰がどうやってそれを確認するのかということが、精査できてない。

(高橋構成員) 1か月から2か月で精査すれば、年末の対応方針の閣議決定に間に合う。本当に令和7年度末まで時間がかかるかどうかというのは、事務局と早急に精査してほしい。

(大橋部会長) 本件に加えて、管理栄養士養成施設卒業者に栄養士免許を取得することとしている必要性について、引き続き検討いただきたい。

(高橋構成員) 意見聴取は特に排除しないが、対応方針の閣議決定があるため、可及的速やかにどういう形で意見聴取するのかということは、事務局としっかり詰めていただきたい。閣議決定のスケジュールを頭に入れて、早急な結論出すことができるように、事務局とよく調整してほしい。

(中野参事官) 今後の進め方について、よく相談させていただきたい。

(大橋部会長) 免許等照合書の廃止について令和7年まで必要かという件と、意見聴取の状況について、事務局と検討してほしい。

<通番 34：医薬品等の国家検定に係る都道府県経由事務の廃止（厚生労働省）>

(大橋部会長) 薬事監視員の配置状況等の現状はよくわかったが、全体を拝見すると、国はほとんどこの分野には人を割いておらず、地方公共団体が相当部分の人員を抱えていて、それだけの仕事をさせている。薬事監視の一般の仕事のほか、この経由事務の仕事もやっていて、それについて今回の提案では、支障事例として相当時間がかかっていると出てきている。その点はぜひ認識していただいた上で、一般的に他の行政分野であれば、経由手続というのは今はやめてもらう方向でいるが、この分野は特殊性があって簡単にやめてもらえないということである。ただ、できればオンラインの仕組みが出てきたら、やはり経由というところにマンパワーをかけていくというのは、今後の行政のやり方としては望ましいやり方ではないので改善していきたいという思いがある。

令和7年で全体的な見直しをしていただけるという話について、現在の経由に関して、申請受理から試験品採取、送付までのところは都道府県の関与がなくなるという話だが、合格証が来て、合格表示を確認しているということもなくなって、直に業者と検査機関がつながるといったような形で経由手続をなくすることができるという認識でよろしいか。

(厚生労働省) 検定合格品の表示の部分の確認だが、まだ、その辺りを誰が確認するかということについては検討している。都道府県に委ねるといった方式についてはやめようと思っているが、誰がやるかの主体については、検定機関が自ら行うことなども含めて検討中。

(大橋部会長) 合格表示の確認というのは、経由手続というよりは一つプラスアルファのようにも見えて、せっかく経由手続を廃止ということをやったのに、これだけのために結局関与するというのでは、提案団体は失望すると思う。今回確認できたが、自治体がやらなくて済むということであれば、合格表示確認の経由も廃止していただきたい。

令和7年から安心して経由のほうはなくせそうだが、例えば申請受付とかの経由は、経過期間でまだ必要だということはあるとしても、合格通知は簡単に検査機関から業者へ行える。合格したという表示をしたものを確認するというだけの手続は、本当にまだ必要なか。制度改正前の現行のやり方として、緩和するということではできないか。

(厚生労働省) 合格表示は今何をやっているかという、検定に合格したワクチンの外箱に合格したことを印刷し、ボトルを詰めていく作業を行っているが、その外箱の出入りに関する出納状況を管理している。要するに合格をしたロットにのみ、外箱に合格を表示するのだが、きちんと合格した本数に対応して払い出しがされているかなどの管理をやっていただいている。この制度全体を見直す中で、どういう形で確認するのが効率的なのか、いろいろと検討を進めているところ。ただ、当面は出入りの確認をきちんとやっていただかないと、御紹介したような不適正事例が発生しかねない。

(大橋部会長) 検定合格証紙の不適正事例は、この証紙の仕組み自体がその後は廃止になっていて、今は簡略なものになっている。だから今同じような不正事例が起こるかどうかは疑問である。また、合格率が非常に高くなっていて、GMPの査察などいろいろなチェックの手続も入っている。従前と比べたらこの表示確認のシステムがかなり簡易なものになっていると思うが、地方公共団体では何百時間という手間や時間がかかっており、現状を鑑みたときに、全国でもそれほど多くいるわけではない薬事監視員にやらせるだけの内容があるのだろうか、軽減できないのだろうかという印象を持つが如何か。

(厚生労働省) 御指摘のとおり、検定自体も実地試験から書面にどんどん切り換えていく方向であり、検定の表示においても、GMPなどの様々な新しいルールの下で品質確保もなされてきているので、制度をつくったときから見たら相当な変化が起こっているのが実情。我々もそれに併せて、今回、抜本的な検定制度の見直しということを、PMDAへの移管も含めてやっている途上であり、部会長がおっしゃっていることの認識は、我々も全く気持ちは同じなので、それに向けて制度改正のほうを進めていきたい。

(大橋部会長) こういう提案が出てきたというのは、人の使い方としてのメリットがあるかという行政のやり方についての意見が現場から出てきているということである。制度改革までの過渡期間についても何かできることがあるならば、1つでも2つでも改善いただけるとありがたいので、それをぜひお伝えしたい。

(厚生労働省) そういう観点では、例えば、検定の申請や合格通知の電子的な対応などについては、前もってどんどん進めていきたいと思っているので、できることから順次対応をさせていただきたい。

(高橋構成員) おおむね、現在の自治体の主張を解消する方向で御検討いただいている。ただその一方で、地域に責任を持っている都道府県としても、いろいろ情報を得たいということもあろうかと思うので、調整に当たっては、都道府県の意見を十分聞きながらやっていただきたいが、どのようなお考えか。

(厚生労働省) まさにそのとおりで、先ほど既にいろいろな検討を始めさせていただいていると申し上げたが、実際には私どもと都道府県の間でいろいろ意見交換をさせていただきながらやらせていただこうと思っている。当然、法定受託で都道府県によっては非常に負担なので、話し合いの中で都道府県の方々の意見もよく聞きしながら進めさせていただきたい。

(大橋部会長) 今の予定だと、地方公共団体から今回提案を出している方向性と新しい仕組みが、合致しているものになっているので非常にありがたい。ただ、一回できたら長く使っていく仕組みになると思うので、提案以外のところについても、実際に現場でやっている都道府県の意見を聞いていただいて、使い勝手がよくて本当に現場の省力化につながる仕組みとなるように、意見のフィードバックの機会を設けていただきたい。

(厚生労働省) いい方向に行くように、いろいろな意見を聞きながら、やらせていただければと思っている。

(勢一部会長代理) 先ほど少し議論にあったが、過渡期の対応も含めて、どのような形にするかというのは現場の自治体の意見を聞いてということをお願いしたい。

今回の提案は、関西の地域の団体からの提案だったが、資料を見ると、かなり地域によって件数の差が大きくあるので、これまでたくさんの件数を担っておられる団体の声も確認をしていただければと思う。

(厚生労働省) 御指摘のとおりで、当然濃淡があるので、今深く関わっているところの意見というのがこれまでの業務負担ということでよく参考になると思う。そういったところの意見を中心に聞きながら進めさせていただきたい。

<通番6：医療法及び薬機法における病院等の基本情報の届出に係る手続の見直し（厚生労働省）>

(大橋部会長) 届出・報告先が同一の自治体の場合には、重複項目については医療機能情報提供制度の報告をもって、医療法上の届出に代えることができるものとする方向で検討いただけるとのことであるが、対象となる地区がどれぐらいあるか把握しているか。

(厚生労働省) 医療機能情報提供制度に係る報告は、基本的に都道府県が受けており、保健所を設置していない市町村に所在している医療機関からの届出についても、基本的に都道府県が受けている。このように、届出・報告先として一致している場合が対象になるが、医療機能情報提供制度の報告に係る事務を、事務処理特例条例によって都道府県から市町村に移譲している場合もあり、移譲されている市町村の数は把握していないため、正確な数は不明である。

また、保健所を設置している市区の医療機関からの届出は、基本的には保健所を設置している市区が受けている。保健所を設置している市区は110市区あり、このうち、報告に係る事務を都道府県から移譲されている市区等が対象となる。

(大橋部会長) 制度改正を行うのはいつ頃の見込みか。

(厚生労働省) 医療法上の届出は、法律で様式が規定されているわけではないため、準備が整い次第、通知等に対応可能であると考えている。

(大橋部会長) 今年度中に通知発出が可能であるということか。

(厚生労働省) 準備が整い次第である。

(大橋部会長) システム改修の話もあったが、各省庁でシステム改修を予定・実施している中、届出・報告の一元化について検討してもらえないか。将来的に、G-MIS等に全ての医療情報等を入力することで届出・報告の一元化を実施し、届出・報告先となっている主体が、そこから必要な情報を取得できるような仕組みは検討できないか。

(厚生労働省) 薬局機能情報提供制度に係る報告について、G-MISではなく紙媒体で報告したいという薬局もある。また、届出に対応したシステムを構築するとなると、莫大な費用が掛かる。特に薬局の場合、毒物劇物販売業等のその他の許可を受けていることが多く、それらの許可を自治体ごとに異なるシステムで管理・運営している。自治体ごとのシステムで管理しているこれらの情報を共有するための改修等も必要になると思われ、長期的な課題とならざるを得ない。

(大橋部会長) 提案団体から、届出・報告漏れの話も出てきていたが、当面の措置として、届出・報告漏れ防止のための周知等を検討いただけませんか。

(厚生労働省) 薬局機能情報提供制度に係る報告が忘れられないよう、本制度の周知を図ることは可能と考える。

(高橋構成員) 長期的な検討項目として、G-MIS等を活用し、全ての医療情報や薬局情報等を入力することをつづじて届出・報告を一元化する方向で検討いただけませんか。

(厚生労働省) DXは別の部署が担当をしているため、今すぐに答えることは難しいが、将来的な方向性として考えられると思うので、担当にも伝えたい。

(大橋部会長) 時間がかかるかもしれないが、将来的には、G-MIS等を活用して一元化されるよう検討されたい。

<通番8：夜間中学における遠隔授業の導入に係る要件緩和（文部科学省）>

(大橋部会長) 本提案について検討するに当たり、夜間中学に関していくつか確認させていただきたい。一点目は、夜間中学も中学校の一種である以上は、義務教育の一環をなすと理解しているが間違いないか。二点目は、義務教育ということであれば、国や自治体は、教育の機会を与えなければならないと理解しているが間違いないか。なお、現在、全都道府県には夜間中学が設置できておらず、義務が果たせていない状況にあると考える。三点目は、学齢期に不登校等で通学できず、授業に出席しなかった場合でも、学齢期を経過した方々は中学校の卒業資格を有していることになるのか。もし有しているということであれば、夜間中学に通う位置づけは、義務教育を再履行することとなるのか、それとも修学機会の保障というものになるのか、また、中学校卒業資格を有する日本人が夜間中学を卒業する意義は何か。本提案に係る出欠や修了について議論するにあたり、前提を整理させていただきたい。

(文部科学省) 夜間中学は中学校の一種であるため、教科書の無償配布や教員配置などは通常の中学校と同様の取扱いである。しかし、学齢の児童、生徒は、親に就学義務がかかる一方、夜間中学は義務教育というより、中学校で学ぶ機会を逸した方々に対して、その機会を保障するものであるという点で、少し位置づけが異なる部分がある。また、通常の中学校は、出席や登校が前提とされている。夜間中学も基本的には同じ仕組みであるものの、夜間中学に通うのは、戦後の混乱期などで中学校に通えなかった方々や、中学校を卒業した形にはなっているものの、十分な学習ができず再度夜間中学で学びを進めたい方々等である。通常、中学校は、欠席日数が多いというだけで卒業できないということはあまりなく、夜間中学もそのような通常の中学校の考え方を持っているため、欠席日数が多くとも卒業は可能である。

(大橋部会長) 冒頭説明にて、オンラインで夜間中学を開催することや、それを自宅で傍聴していただくことも可能であると述べられたが、そのような形で学びを進めて夜間中学の卒業も見込めるものであるならば、傍聴ではなく出席と言っていた方が分かりやすい。あえて出席とは言わない理由など説明いただきたい。

(文部科学省) 通常の中学校も同様だが、登校が前提となっているため、オンラインの場合は出席にはならない。

(大橋部会長) 授業に参加したかどうかについては、傍聴も参加はしている。

(文部科学省) オンラインの場合、出席にはならないが、オンラインで学習したということも含めた学習の評価が行われる。

- (大橋部会長) 自宅で学習の機会を持ったということで、オンラインであっても成績評価や修了にもつながるといことだろうか。
- (文部科学省) 然り。オンラインで学習したということも含めて平素の学習を総合的に評価することとなっている。
- (高橋構成員) 確認だが、夜間中学の生徒が恒常的にオンライン授業に参加している場合、オンラインではあるが一生懸命勉強していることに照らして修了が認められる可能性はある、という理解で良いか。
- (文部科学省) 可能性がないことはない。先生側が総合的に判断して評価することとなっている。
- (高橋構成員) 2次回答では、例示として公民館や自宅が挙げられている。自治体が中学校の一部を提供し、そこに集まっただけ、オンライン配信やクラス会等、経験交流を含めた学びの場を提供する形は考え得るだろうか。
- (文部科学省) 公民館よりも学校で開催した場合、要件はあるものの分校方式という形もとれる。
- (高橋構成員) 自治体が中学校の一部を提供し、自治体の職員や教員を1人以上配置した場合、サテライト教室と称することはできないか。
- (文部科学省) 単に授業を受けるだけだったら構わない。
- (高橋構成員) サテライト教室など、オンラインだけではなく一緒に勉強するような語らいの場があっても良い。自治体としてサテライト教室と称して運用することは排除されないということで間違いないか。
- (文部科学省) 全く問題ない。
- (高橋構成員) それに加え、サテライト教室で一生懸命勉強したことを評価し、修了に繋がる可能性も、総合判断としてあり得るといことだろうか。
- (文部科学省) サテライト教室と呼ぶかはさておき、一定の要件はあるが、学校という位置づけで運営され、教員がいるということであれば可能である。
- (高橋構成員) 自宅でオンライン配信を受けて修了に繋がる可能性があるのならば、サテライト教室に通って修了という可能性もあり得るのではないか。
- (文部科学省) サテライト教室にいるのは、夜間中学の生徒ということか。
- (高橋構成員) 当然夜間中学の生徒である。
- (文部科学省) 夜間中学の生徒であれば、サテライト教室でオンラインを活用して授業に参加した場合、欠席にはなるものの、先生がそこでの学習状況も含めて評価し、修了に繋げていくことは可能である。
- (高橋構成員) 夜間中学を県に1校だけ設置したとしても通えない人は多いと考える。通常の中学校とは違い、分教室のようなものを多数設置するなど、夜間中学は県全体で運営していかなければ難しい。また、自治体は、県に1校設置して生徒が少ない場合、予算の説明が困難になってしまう。自治体が足を踏み出せるよう、財務当局を説得できるよう、文部科学省が、都道府県に散在している潜在的な需要を掘り起こして、多数の希望者が存在していることを示していただきたい。文部科学省に今後の展望を示していただかないと、都道府県は足が踏み出せないと考えるがいかがだろうか。
- (文部科学省) 2次回答でも記載したが、生徒の学習成果を評価できるということについて周知していく。
- (高橋構成員) その周知のみでは不十分である。都道府県に散在している夜間中学の需要を掘り起こして、利用者ができるという方向性で運用できる可能性があることを、全国に周知していただきたい、ということ。
- (文部科学省) 御指摘を踏まえて検討する。
- (高橋構成員) 今回のヒアリングで様々な事情を理解できたが、全国にこの内容を理解している関係者は少ないと考える。そのため、自宅等でのオンラインを活用した授業の参加や、それも踏まえて学習の評価や修了に繋げることは可能であり、そのような運用方法があることについて明確に示していただきたい。そのような形であれば、初期費用もそれほどかからずに全国展開できると考える。しかし、オンライン授業に参加したものの欠席という言い方では印象が良くないため、オンライン参加と対面参加に言い方を変えるなど工夫いただきたい。また、オンラインを活用した授業への参加が、進学の際の不利益にならないよう手当をしていただくことで、自治体の懸念もかなり解消されると考える。そのようなはっきりとしたアウトラインを示していただきたいがいかがだろうか。
- (文部科学省) 御指摘の点については、遠隔でも対応できる形を考えてまいりたい。しかし、念のため申し上げますと、夜間中学は単なる学習講座ではなく「中学校」であり、給食や修学旅行、集団生活を行うなど、学校としての位置づけのものである。単に日本語だけの勉強や資格取得をしたい場合は、学習講座で勉強していただ

ければよい。高校に入るための学校ではなく、中学校としての教育を受けていただくことが前提であり、その上で、子どもも遠隔地の方々の利便性も考える必要があると考える。

(高橋構成員) 自治体が設置したサテライト教室で、生徒たちが共同で学ぶことができ、修学旅行などのイベントもあり、欠席とはなるものの、オンライン授業に参加して学んだことについて、総合評価して中学校の卒業資格を得ることができ、進学にも不利益がない、ということを確認に示していただければ、自治体も設置に踏み切れるのではないかと。事務局とよく相談して、そのような通知を发出していただきたいかがだろうか。

(文部科学省) 夜間中学の趣旨も踏まえながら、利便性も重要であると考え、事務局ともしっかり調整してまいりたい。

(泉参事官) 夜間中学にも、オンラインを利用する場面は様々あると考えるため、やり取りをしながら、通知の仕方について調整させていただきたい。

<通番 39：日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけの明確化（総務省、厚生労働省）>

(大橋部会長) この案件について、お答えいただいたが、私どもから再検討のお願いという形で出したものに少し食い違いがあるようなので、ポイントを申し上げますと、今日いただいたペーパーにもあるように、日赤の仕事に公務員の方が業務協力をしているものが7割あり、その仕事の中には、現金の管理に関する業務が含まれている。地方自治法自体が私人のようなお金の持ち方はしないという原則のもとに、法律が地方自治法の施行令、規則などに基づき、現金管理をする必要があるが、現状そこがはっきりしていないので、地方公共団体から法的な位置づけについて、仕事をしていくからには明確化してほしいと、これが今回の提案の一番基礎のところである。そうだとすると、この場合の選択肢としては、日本赤十字社法の中で、そういった規定を置いて運用していただくか、地方自治法の施行規則の中に位置づけるかというやり方をしなければ、法的な根拠が不明確な現状の改善にはならないので、その着手ができるかどうかという問題となる。そうすると、業務負担という話ではないと思う。

神戸市自体も適正に現金管理を行うこと自体、別に業務の負担だとは感じていないという意見も出ているので、この問題については、業務負担の話は横に置いて、今言った日本赤十字社法か、地方自治法施行規則に規定が置けないのであれば、協力している公務員の方にお金を持たせては駄目ということになり、そうした業務はやめていただく、ということにしかならざるを得ないということになる。

従って、お願いしているのは、他の提案でも歳入歳出外現金の話はしているが、個別法がある場合には、まず、そこからできないかという検討をしていただき、どうしても駄目だということであれば、地方自治法施行規則で調整いただく、そういった順番になるという前提があるので、その法改正の相談をさせていただきたいというのが今回の提案の根拠である。それ以外の実態調査とか、そういった調査の話ではない。今言った選択肢の中で選んでいただかなければ、根拠不明な状況が改善できないということなので、その方針をしっかりと年度内にお聞かせいただきたいというのが、今回のヒアリングのポイントである。方針をお示しいただきたい。

(厚生労働省) まず、法制化については、これまでのお話をさせていただいたところにつながるが、公金化をしていくということについて、自治体の実務負担の大幅な増加の影響ということ、これによる事務体制への影響ということ、そして、そこから日赤との協力関係の継続ができなくなる可能性があるとお声もあり、そうした懸念があることを重く受け止める必要がある。

また、事務負担の増が理由なのかという点については、事務負担増により協力関係の継続への懸念があることを重く受け止める必要があると考えている。また、一般論として実際に何らかの法制というものを考える際に、現場の実務への影響とを考えると、あらゆる制度を考える上でも重要な要素になると考えている。仮に法制化した場合、様々な地域における協力関係や活動基盤に対する影響、あるいは、日赤については、長い歴史を持ち、様々な行政実例、多様な地域での積み重ねもあるので、そうした地域での積み重ねといったものに対する影響も、きちんと物事を考える上において考慮していかなければいけない点だと考えている。

その上で、御提案の背景にある、各地域での協力の実情と現金保管に関する規定との関係を中心に、現に多くの自治体で多様な取組や行政実例もあるので、これとの整合性も十分に留意しながら、整理を可能な限り進めていきたいと考えている。

(大橋部会長) 行政実例の存在とかは全然関係ない。日本で今仕事をしている地方公務員というのは、法令順守、法治主義であるから、そうすると、現行法で地方自治法という法律が地方自治の基本法としてあって、そこに

は、公金の持ち方について、1つの明確なルールがあり、今はそこからは外れている状況にあるということなので、それは一刻も早く是正しなければならない。その是正措置をするのは当たり前である。負担の話というのは、全然理由にはならないし、今までの経緯とかも理由にはならない。地方公務員に、そういった業務を任せる限りは、実現してもらわなければいけない前提条件なわけであり、それができないのであれば、日赤の業務から、自治体が手を引いてもらうしか解決策がないのではないか。様々な活動というのは、そこから先の話であって、是正に関する方針を立てていただかないと、この提案は、全然実現したことにはならない。幾ら調査をしてどんなやり方をしているとか、どんな実例があるというのを調べられても、本提案における問題には全然関係なく、事務の負担感があるというのも全然理屈にもならないので、早く方針を決めていただきたいということである。

(厚生労働省) 公金化については、事務負担の問題と協力関係の継続に関する懸念のほかにも様々な懸念がある。例えば、地方自治体の口座を通じた金銭の取扱いに変わっていくことによる手数料負担の問題のほか、奉仕団活動や会議等に係る経費に対する交付金の支出があるが、こういったものの事務負担や迅速性への懸念、あるいは災害義援金等の送金等の処理について時間がかかってしまうことへの懸念、あるいは今までのような日赤地区・分区名義ではなくて、自治体の名義に変わることから、寄附者の意向に一致するののかといった懸念、それによる寄附行動への影響がないかということや、あるいは公金化されていくことで日本赤十字社としての活動ではなく自治体の直接の事業になっていくということについての違和感といったような声も聞いている。

いずれにしても公金化した場合に、本当に漏れなく、どの地域でも引き続き同様の形で吸収して対応いただけるのかという部分の懸念が、非常に大事な面であって、その点については、日赤側の懸念にもしっかりと寄り添った形で考えていく必要があると考えている。

その上で、提案自治体の方からもいただいているのは、現金保管規定との関係での御不安ということであるので、その中で、様々な各地域での取組などの実例との整合も見ながら、自治体と言っても非常に多様であるので、多様な様々な自治体に混乱が生じないように、現状の整理というものも何らかに進めながら、多くの方々に御協力いただけるよう日赤とともに丁寧に検討していきたいと考えている。

(大橋部会長) 今日の話に出てくる日赤の懸念というのは、理由にならない。なぜなら、日赤が相手にしている地方公共団体というのは、地方自治法のもとで働いており、そういった規律のもとにある人たちなので、そのルールに基づかない限り、この人たちは法的な根拠がない中で違法な業務をすることになってしまうわけである。

それで、その協力関係を築く相手方が気持ちよく働けるためには、このお金のところについては、きれいなルール化を図らなければ、この公務員の人たちは根拠が不明確な中で協力することになるのだから、それを日赤が幾ら望んでも、地方公共団体も日本国民は誰もそんなことは望んでない。

総務省にお聞きするが、今のこういった状況で、地方公共団体が地方自治法で求められた公金管理のルールに従わないまま、その根拠が整備されないまま協力関係を続けるというのは、地方自治法、公務員の働き方という観点からどうなのか。

(総務省) 少し抽象的な問いだと思うが、私どもは厚生労働省との間では、地方自治法の考え方を説明している。大橋部会長からも御指摘があったとおり、地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これは保管することができないというのが大きなルールである。

公金化については、歳入歳出予算とする場合もあるし、歳入歳出外現金とする場合もあるが、そういった場合には、当然適正な手続、出納に関する手続が地方自治法にのっとって行われるということであるのが総務省の考えであるが、そもそも公金化自体をすべきではないというお立場の御判断だと思う。私どもとしては、地方公共団体の所有に属しない現金は保管することができないというルールと、それを法律又は政令の規定によるのであれば保管することができるというルールもとで、適切に執行されるべきだと考えている。

(大橋部会長) 同じように提案団体にはそういった考えがあって、国に整備してほしいという提案であり、これは至極当然の提案であるため、その手当をしていただきたいというものである。日本赤十字社法で歳入歳出外現金に関する規定を置いての対応の検討を進めていただくこと、その検討の成果なりを、このヒアリングの場でお聞きしたいという形でお待ちしていたが、何か違う実態調査とかを始めているため、それを続けられても、この問題の解決には全然ならないと思っている。繰り返しになるが日本赤十字社法での措置に関する検討の方針をぜひ、年度内にお示しいただきたい。

(厚生労働省) 先ほど来申し上げているように、公金化については、事務負担の問題、体制、協力継続の影響ということ、それらについて来られない地域が出てくることによる様々な活動基盤への影響に対する懸念ということが様々あるので、これは非常に重く受け止める必要があると思っている。

その上で、様々これまで見ていく中では、基本的に、自治体としてではなく、日赤の地区・分区としての名義や立場で取り扱われている。そうした他団体の立場で取り扱うものに関するルールというものも自治体の中で整備しながら、リスク管理等に取り組んでいる行政実例などもあるので、そうした様々な自治体でのお考えや行政実例の中で、御提案いただいた現金保管に関する規定との関係を中心に整理を進めて、引き続き、可能な限り多くの方々に御協力いただけるように、検討をいきたいと考えている。

(大橋部会長) ルールに従っていない状況で、今、協力せざるを得ない形になっている地方公共団体の方々に対しては、どのように説明されるのか。

(厚生労働省) 先ほど申し上げたように、日赤の地区・分区としての名義や立場で取り扱っていらっしゃるという実態も多くあるので、そうした様々な実情と、様々な地域での実例の整合性なども考慮しながら今御指摘いただいたような点について、整理を進めていきたいと思っている。

(大橋部会長) それは、地方公共団体としてお金を持っていないということなのか。

(厚生労働省) 基本的には、日赤の地区・分区の名義、立場で行っている。領収や収納については、その名義で収納とされたり、領収書を出されたりしていると承知している。

(大橋部会長) 地方公共団体はそういったことは知らされているのか。地方公共団体の中には、根拠不明のまま、お金を管理させられているというところもあるなかで、日赤がお金を管理するということで、地方公共団体は、この協力業務の中では、お金に関する部分からは一歩引くという形で整理するという、そういった方針は、きちんと示されているのか。

(厚生労働省) この日赤の業務については、非常に歴史の深い事業であり、実態が先行している。自治体と言っても、様々な実情もあり、多様であるので、そういったものとの整合性というものもよく見ながら、先ほど申し上げた整理を進めていきたいと考えている。

(大橋部会長) 基本的なところなので、きちんとしたルールを示していただきたい。公金を持つということについてのルール、その方針について、日本赤十字社法の規定なのか、地方自治法施行規則なのか、それとも、地方公共団体はお金を持たない、その事務からは引くという形での協力関係なのか、その立場をしっかりと示していただかないと、個々に委ねてというような形でグレーゾーンで残すというのは、提案が挙がっている以上はできないことだと思う。その整理をお願いしたい。

(厚生労働省) 日赤は、地域を支えるパートナーでもあり、地域を自治体とともに支える立場だと思っている。そういう中で、これまでも様々御協力もいただいてきているところ。

私どもとしては、日赤の地域とのつながりや関わりが、こうした今の御協力の中で積み上がってできていると思っているので、そうした日赤側の懸念にも寄り添いながら考えていく必要もあると思っている。御提案の背景にあるような現金保管の部分との関係について、引き続き、まずはしっかり整理をし、検討していきたいと考えている。

(大橋部会長) これは、日赤というよりは、むしろ日赤活動に協力している地方公共団体の枠組みのところをはっきりしていただきたいという提案である。逆にそれをはっきりしないまま、地方公務員を、この仕事に従事させるというのは、非常に無責任なことにはかならないので、そのルールをはっきりさせていただきたい。

従って、日赤の思いとか、そういうことではなくて、自治体がどういうフレームのもとで、地方公務員がお金を管理しているのかということについて、法令の根拠があるのなら法令の根拠を、根拠が無いなら、その人たちには現金を触らせないということしか選択肢は無い。そうでなければ、あとは根拠が不明確な中で日赤業務を地方公務員にさせるということにはかならないので、その方針が現状、はっきり示されていない。それが回答として期待している内容であり、そこを示していただきたいというのが、ずっと言っていることである。

(厚生労働省) 法整備については、先ほど申し上げたように、一律の公金化には様々な懸念がある。自治体と言っても、人口規模も全く多様であり、日赤の赤十字の地区・分区というのは、かなり地方の市町村合併前の単位のものもあって、非常に様々である。

そういう中で、一律の公金化は、先ほど来申し上げているように、これまで積み上げてこられた日赤の活動基盤に与える影響も非常に大きいと懸念している。

したがって、御提案の背景にある現金保管との関係というのをしっかり整理して、様々な実例や地域の実情との整合性というものを加味しながら考えていきたいと考えている。

(大橋部会長) 実態とか事実関係で現在の違法状況は是正できない。幾ら調べたとしても、事実がどうなっていたとしても、現状は是正できない。是正できるとしたら、法制的な枠組みを変えるか、きちんとしたルールを出してもらうこと以外は、改善の道がない。だから幾ら自治体の調べる数を広げたとしても、歴史的な展開を調べたとしても、この提案は解けないので、その決断、方針をしっかりと明示していただきたい。

(厚生労働省) 先ほど来申し上げているとおり、まず、現金保管との関係の規定との関係を整理していくことを、まずしっかりとやりたいと考えている。

(大橋部会長) その現金保管の整理というのは、どういった方針で行うということとは言えないのか。

(厚生労働省) それも含めてということである。

(大橋部会長) 含めてというか、それが全てである。

(厚生労働省) いずれにしても、法制化ということについては、先ほど来申し上げているような懸念がある。

(大橋部会長) その懸念は、法制化を検討する支障にはならないし、理由にはならないと思うが。

(厚生労働省) 何らかの法制化を考える上では、現場にどういう影響を及ぼすかということを考えることは非常に大事な点だと考えている。

(磯部構成員) 法制化の与える懸念として、今、適法なものについて、制度を改正したらどうなるのかという懸念を考えることは良いと思うが、今、根拠不明確な状態のものを適法な状態に改正する際に、何故、法制化の与える懸念と適法状態にするのどちらが大事なのか、という話になるのかが分からない。根拠不明確のまま相互協力を強いられていて、もうこのままでは、安定して継続して協力するのは、やっていられないという声が上がってきているわけである。そういった懸念に、なぜ応えないで済むのか。まず、これは我々が要望しているから、日赤の懸念に対して、どうつくり上げようかという話ではなくて、根拠不明確ということに対して、どう対応するかの問題だと思う。

(厚生労働省) これまで、様々実態を見ていく中では、自治体として保管しているということではなくて、日赤の地区・分区としての名義、立場で取り扱っているということもある。

他団体も含めた取扱ルールといったものも定めながらリスク管理もされている自治体もあつたりする中で、そうしたものを一概に否定せず、今の取り扱い状況を整理し、考えていきたいと思っている。

(大橋部会長) これは、事例紹介ではない。今、紹介いただいたものは、もう自治体がお金を持つことからは離れていると、そうした形で自治体が現金保管していないというのであれば、地方自治法のルールから説明できるのかもしれないが、今、全体的に自治体に現金を持たせている状況があつて、そのルールを明確にしないまま、日赤と自治体の協力関係が続けていくというのは、非常に無責任な話であり、現状の是認にしかならないと思う。中央省庁の会議で議論するようなレベルの話では全くないと思う。

従って、どの方向で行くのかということについての検討をして、示していただかないと、全然先に進めないし、ずるずる延ばせる話ではない。今年はまだ2次ヒアリングまで早めにやっているのだから、3次ヒアリングを委員の先生と日程を相談して設定してでも、ぜひ年度内にどれでいくのかという選択肢をきちんと示して、それに向けて何か検討を進めていただきたいと思う。

(厚生労働省) 私どもとしては、今日御説明申し上げたような現金保管に関する規定について、様々な実例との整合性を踏まえながら、実際に混乱が生じないように、丁寧に整理をしていきたいと思っている。

(大橋部会長) その整理の結果は聞かせていただけるのか。

(厚生労働省) 整理を進めているので、それを踏まえてということになる。

(大橋部会長) それを踏まえて、いつその整理の結論が出てくるのか。

(厚生労働省) それは、自治体に及ぼす影響ということも非常に大きいし、日赤の活動基盤という面に及ぼす影響ということも非常に大きい。私どもとしては、できる限り早く努力していきたいと思う。

(大橋部会長) できる限り早くというのは、この場で3次ヒアリングを開いたら、そこで結論を教えてくださいませんか。

(厚生労働省) 先ほども申し上げたが、非常にこれは歴史の深い事業で、自治体での実態が先行している。さらに、自治体の実情も非常に多様で、多くの行政実例というものも各地域で積み重ねられている。これを否定していくということについては、自治体に及ぼす混乱ということも留意しなければいけない。地域での積み重ねというものも重く受け止めながら、必要な整理を考えていきたいと思っている。

(大橋部会長) 混乱よりも何よりも、先ほど磯部構成員もおっしゃったように、これは、私どもから見たら根拠不明な違法状況の継続でしかない。従って、こうした状況をいつまでも認めるわけにもいかないの、はっきりと是正の方針というのを示していただかないと、制度としてもおかしいし、提案団体からしてみても全く納得がいかない内容だと思う。歴史の話でもなければ、実績の話でもないし、日赤の思いでもないし、先ほど申し上げた選択肢の中で、どの方針でいくということをきちんと次のヒアリングのときに聞かせていただきたいと思う。

(泉参事官) もう検討期限が経過している中で、今回フォローアップ重点ということで取り上げさせていただいて、実態調査については、2年度、3年度かなり丁寧にやっていただいているかと思うので、部会長がおっしゃるとおり、具体的にどの方向に行くかという腹決めを、ぜひお願いしたいと思っている。対応方針にきちんと検討の方向性を書き込める形にしたいと思っている。

(大橋部会長) では、そのような形で引き続き、よろしくお願いします。

<通番 25：市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正（農林水産省）>

(大橋部会長) 非常に難しい案件で、いろいろ工夫していただいたが、最初の状況は、異議申立てが権利濫用に当たるものについては、その権利濫用は却下という形で早く終結して、終結すれば、他の方が協議の手続を進めることができるという方向で進めたいということだったが、権利濫用という、やはり事案がかなり限定されるので、それ以外の事項も何か検討できないかという形で、出てきたのが今回の案である。

エリアに関係ない事柄というのは、そもそも異議申立てをやめてくださいということであり、訴訟などと言うと、原告適格に当たるような、そういう縛りをかけて、異議申立て自体が出てくる件数を減らすことによって、異議申立てに伴って止まるという支障を軽減するというような対策である。

あとは、異議申立てが出てくるというのは、お互い意見の相違がいきなり出てきて、この仕組みだと、割と事業がストップする効用が働いてしまうので、それがないように、事前相談を尽くすという形で、要するに異議申出を抑制することによって支障を軽減するというアイデアだという認識で合っているか。

(農林水産省) その通り。

(大橋部会長) そういうことも提案の中にあっただけで、そこを酌んでいただいて入れていただいたのはありがたい。しかし、最後に残る疑念として、これが、変更のエリアに関わらないことであればねられるが、やはり変更エリアの問題そのもので、まさに正真正銘の予定していた異議申出が出てきたという場合、全市というのかかなり広い形で計画が策定されているときに、その一部できちんとした異議申出があったときに、ここから距離的にはものすごく離れていて、影響を実際及ぼさないのではないかと、水利用の観点からも、道路利用の観点からも、農業施設の維持管理の観点からも、今ある集約計画とか地域計画とか、そういうものについて、全然影響の及ばないところについても、一定期間で答えを出してくださいという法定期間が決まっているので、それを全部足し合わせると5か月とか6か月かかる。そういう停止効みたいなものが、他のエリアで働いてしまうという問題はありますが、今回は、そういうところは、従前どおりということなのか。

(農林水産省) まさに、そこに対応するために、計画変更部分と離れた無関係のものについては却下で、審理をしないというアイデアで対処させていただきたいと思っている。

(大橋部会長) A地域というところの、まさにその問題として異議が出てきて、ここについて除外などが出てきたときに、離れたこちらのところで、何か進めようと思っていた手続は、Aにかかる異議申出によって止まるのか。

(農林水産省) 部会長が仰っているのは、変更部分が2か所あった場合のことか。

(大橋部会長) その通り。

(農林水産省) 変更部分に関係するのであれば、計画としては異議申出の処理をしていただくという形になる。

(大橋部会長) こちらで異議申出の手続をやっている間に、別の離れたところで異議申出が出ていない変更手続というのは、進めてしまっているのか。計画としては一体として作つてられているので、計画の一部同士ではあるという前提のもとで、離れたところの異議申出の結論を最後までウォッチングしてはいけないのか。

(農林水産省) 部会長の仰ったケースでは、計画変更部分が2つだが、計画案としては1つのため、処理が済むまでは待っていただく形になる。

(大橋部会長) 今回の案でも、その切り分けまではできないということか。

(農林水産省) 計画が分裂してしまうので、そちらは待っていただくが、ただ、従前よりも格段に、無関係な異議申出というものは出てなくなると考えている。

(大橋部会長) 実態を教えていただきたいのだが、この異議申出は、大体全国的にどのくらいの頻度で出てくるようなもので、しかも、今回措置していただいて、無関係なものとか、権利濫用というところを除外することによって、そういうものが弾かれることによって、どれくらい軽減されるのだろうか。私は土地勘がないので、そのところの異議申出の出方と今回の改善策によつての改善効率みたいなことを教えていただくと非常にありがたいし、多分、提案団体のほうも納得できることなのではないかなと思う。そこら辺は、分かればで結構だが教えていただきたい。

(農林水産省) 今、手元に具体的な数字というのはないが、前回、第1回のヒアリングのときに提出させていただいた資料で申し上げれば、令和2年から令和4年の3年間の間に、全国で市町村に対して異議申出があったものが64件ある。そのうち、都道府県への審査申立てまで進んだものが20件ある。大変恐縮だが、その中で地域的に関係があったか、ないかという内訳までは、ここの数字からは、把握ができないところ。

(大橋部会長) そうすると、1つのエリアで、先ほど私が出したような形で、2つとか、そういう例というのは、そんなに多くはないということなのか。

(農林水産省) おっしゃるとおり。3年間で、全国で64件なので、1年間で20件ぐらいということ。それで、各市町村で大体年に2回ぐらい変更をするので、そういう形でいうと、そんなにたくさん出てくるというものではない。

(大橋部会長) 20件の中には、今回の仕分けでいうと、関係ないようなものも含まれての数字ということか。そうすると、この辺の数がもっと絞られるという前提か。

(農林水産省) おっしゃるとおり。エリア的にも限定されるし、事前の相談をきちんとやっていただくということで、全く無関係のような申出が出てくるとも抑制されるだろうと考えている。

(大橋部会長) その事前相談の窓口というのは、きちんと明示してつくられているか。何かそういうことを考えている人がいたら、そこに行ったら相談を受けてもらえるということがはっきりしていて、そのところで誤解に基づく異議申立てをされたら、それで止まってしまうのでは何にもならないので、少し敷居が低く相談できるようなソフト面での対応みたいなこともうまくいくようなことをやることによって、最後につけられた改善案というのは生きてくるのかなと思う。普通の市民の人が知らなかったら、何も改善しないと思うので、その周知のところは、何かお考えになっているのか。

(農林水産省) まず、ガイドラインを改正し、広く周知をしていきたいと思っている。窓口としては、市町村整備計画を担当している市町村の農政部局が担当になると思うので、まず、そちらのほうにしっかりと周知をし、変更を考えている方がいれば、農政部局に相談するようにしていきたいと思っている。

(大橋部会長) パーフェクトな回答を求めようとすると、やはり先ほど申し上げた形で、異議申立が濫用でもないような、きちんとした適正なものであっても、全域にわたるストップ効が働いてしまうと、法律の11条8項の協議の申出をしてはならないというところの影響がかなり強くできるので、提案団体の中には、水利用とか、道路利用とか、維持管理とか、いろいろな地域計画という面から見ても、どう考えても影響が及ばないというところについてまで、この11条8項というのは過剰規制であるため、そこまでは含むような法律の趣旨ではないと、少し限定解釈して、運用でそちらについては協議を進めることはやはり難しいか。

(農林水産省) 今回のガイドラインの変更を行って、そのときに農用地区域から除外する変更の場合、変更の部分について関係するというのは、日照とか通風とか用排水、こういったところへの支障ということになるので、そういうものということは周知をしてまいりたい。

(大橋部会長) 承知した。ガイドラインというのは、局長通知とか、そういう通達で出しているものか。

(農林水産省) その通り。

(大橋部会長) 改正していただいて、今言った改正案を中に盛り込んで、案内をしていただいて、それで場合によっては、少し説明とか、こういう趣旨だということを言ってもらって、この窓口などの周知ができたところについても徹底いただくということか。

(農林水産省) 今回の提案は、分かりやすく周知してまいりたい。

(大橋部会長) 承知した。大体の全体像は分かった。

(平沢参事官) 審理手続を経ないで却下することができる場合に、計画変更部分と無関係である場合を追記というところだが、今後、改正された場合に、市町村において、事前相談もしっかりやった上だが、安易に却下さ

れたのではないと、苦情を受けないように、ここを客観的に却下できるような観点というか、その判断要素みたいなことというのは、現場で悩むようなことがないかどうか、個人的に懸念があったが、そういうことは、既にガイドラインに書かれているのか、あるいは、今後このように改正されるので、加えて、こういった客観的な判断要素がありますということが、周知し得る余地があるかどうか、その辺りはいかがか、

(農林水産省) 農用地区域への編入、それから除外については、これまでも、現行のガイドラインの中にも判断基準、考え方といったものが入っているので、そちらのほうを適用していただくということになるので、現行でも明示させていただいており、そこは大丈夫かと思っている。

(大橋部会長) この手続に入ったときに、法定では何日以内と書いているが、できたら、ここの処理が迅速化するというのが、負担感の軽減になるという気がする。

私も行政不服の審査とか、いろいろやった経験があって、そういうときの裁定とか、そういう結果みたいなものを、なるべく仲間うちとか、他団体に周知することによって、そのノウハウというか、スキルみたいなものとか、情報共有みたいなものを図るみたいなことをやって、手続迅速化ということを考えてことがあるのが、ここはどうか。全国に出てきている、先ほどの何十件というものについて、この中身とかということについてのお互いの相互レファレンスというか、その中身を他のところで参照するとか、そういう事例集とかを見られる機会とか、それはあるのか。

(農林水産省) 現時点では、事例集というものはない。今回の提案に当たって、三重県からもお話をいろいろ伺った中で、中身は具体的には、農林水産省限りでいただいているので、こちらでのコメントは差し控えたいと思うが、お話を聞くと、部会長が仰ったとおり、異議申出があった段階で、どういった内容だったのかとか、市のほうでどういう処理をしたのかとか、そういうのを市と県で共有すれば、迅速に処理できる部分もあると感じたので、その辺り御指摘も踏まえて、ガイドラインを改正する中で、少し周知の方法を工夫できればと思う。

(大橋部会長) 今回の改正案を拝見すると、行政訴訟の原告適格の判断に似たようなことをされるような世界に入ってくるのかなという気もしている。利害関係というのは簡単だが、結局、現地に即して判断すると、いろいろ悩みとかもあったりすると思うので、そういうときの幾つかの指針みたいなものが事例で示されると、そういうところの判断が迅速化するし、逆に相談を受けたときに、相談のところ、ずっとその問題で延ばしてしまったり、結局前のところで時間を取ってしまったら何もならない気もするので、そのようなところも工夫していただいて、この改正案を、ガイドラインを作っていただいて、これの周知徹底を図っていただければと思う。

(勢一部会長代理) ガイドラインの改正ということで、必要なものだけを適切に見ていく体制になるというのは、手続としても望ましいことだと感じている。

他方で、確かに新しい改正後、計画変更の部分と無関係なのかとか、権利の濫用に当たるのかというのは、なかなか個別の事例の中で判断が悩ましいというところはある。今度はガイドラインを改正してから、いろいろな事例がまた出てくることになろうかと思うので、ぜひ改正後のフォローアップもしていただいて、それをもとに事例集をつくるなど、今後進めていく中で、それを参照できるような体制を継続的に御検討いただけるとありがたい。

(農林水産省) 異議の申立の件数も、それほどすごく多いわけではないので、しっかりフォローはできると思う。御指摘のとおり対応したいと思う。

<通番1：国民健康保険被保険者が都道府県外の医療機関等を受診して地方単独医療制度を利用する場合の現物給付を可能とするための見直し（こども家庭庁、厚生労働省）>

(大橋部会長) 中長期的には、全国的なシステム対応を検討されているとのことだが、短期的に、現在生じている支障の解決に向けた方策があればお聞かせいただきたい。現行通知でも、必要な調整が完了している場合において現物給付化が可能であるものの、実際には、その調整が円滑に進められないという提案内容である。通知の明確化以外に、必要な調整を完了するための支援などについて、具体的な考えをお聞かせいただきたい。

(厚生労働省) 当省も行政府であるため、法律に基づいて様々な観点から行政を執行しており、地方自治体の地方自治法上の仕切りというものも踏まえる必要がある。国民健康保険団体連合会は、都道府県や市町村、組合が共同して目的を達成するために、都道府県単位で都道府県知事の認可を受けて設立することとされている。国民健康保険制度は、以前は市町村で運営していたが、様々な課題があるため、平成30年に都道府県に単位化

するという大改革を実施しており、現在、戦前からの長い歴史がある制度に対して、保険料の徴収や給付、収納対策などの仕組みをアジャストしているところである。従って、国民健康保険団体連合会が、他の地域の団体の、特に医療保険の給付ではなく地方単独事業の現物給付化に応じるかどうか、ということについては、法律上の義務はない。今回は、市と国民健康保険団体連合会での事例だが、その方向性には都道府県も入るため、そのような趣旨を踏まえて、提案団体は必要性や課題をしっかりと説明し、関係者はそれを受け止め、検討いただく必要があると考える。そのような制約の中で、例えば、国が声掛けや検討する場を設けるなどの努力については可能であると考えます。

(大橋部会長) 私どもも、国が権限を持って一気に推進できる話ではないことは重々承知している。しかし、国民健康保険団体連合会等との調整が付き、生活圏内で現物給付化が可能となっている自治体がある一方、調整がつかず、今回のような支障が生じている自治体もあり、住民からすると住む場所によって格差が生じるのは不合理である。また、地方単独事業ではあるものの、全国的に広く実施されているものである。最も大切にすべきなのは利用者の利便性であり、それを高めるために、国、都道府県、市町村が役割分担をして取組を行っているため、国からは情報提供や助言、働きかけなどできることを徹底していただき、この問題を明確化すべきである。将来的には医療DXが進み、容易に現物給付化が実現できるようになるかもしれないが、それまでの間も住民の生活は続いていくため、その過渡期にも対応する必要がある。その方策が通知の適用であるが、そのための必要な調整が進まないため、国に進めていただきたいという地方からの声が上がってきた。他の自治体の事例を横展開する形で情報提供することは、やはり国に期待されているところだと考えるため、義務ではないということは承知のうえで、事務局と相談いただきながら対応をお願いしたいというのが先ほどの質問の趣旨である。

(厚生労働省) 補足すると、私どもも被保険者、国民の皆様方の立場に立って行政を進めるべきという認識を持っている。一方で、地方単独事業ということで、対象年齢や所得制限、対象となる医療機関の範囲、回数制限、自己負担額など、様々なパターンがあり、県外から受ける立場からすると、どのように処理していくのかというのは大問題であり、それは、医療機関にとっても同様である。従って、そのようなことも皆様方にご理解いただきながら、一方で、スポット的なものをどう解決していくのか、中長期的にどうしていくのか、可能な対応をしてまいりたい。

(大橋部会長) 全国各地で受診する場合や、今回の提案の要因となっている、行政区画と生活圏域にずれが生じているような場合もある。後者の場合、先ほど述べられた様々な差異というのは、かなり絞られると思われるため、そのような場合だけでもご対応いただきたい。

(厚生労働省) 現物給付化が実現している自治体の事例を横展開することは可能であると考えため、そのような観点で対応させていただきたい。

(泉参事官) システム対応に係るスケジュールや目指すところなど、確認させていただきたい事項はあるが、今後、事務的に調整する中でお聞かせさせていただきたいと考えている。

(大橋部会長) 提案団体も心待ちにしているため、システム対応について、完成時期や今後の見通しなどお示しただけか。

(厚生労働省) 令和5年6月2日時点で医療DX推進本部が公表した内容においては、「2024年度において、医療機関等の各システム間の共通言語となるマスタ及びそれを活用した電子点数表を改善し、提供する」と示されている。令和6年度に2年に1回の診療報酬改定を予定しており、例年は4月に実施しているところ、6月に後ろ倒しする予定であるため、そのタイミングに合わせて、システム対応できないものが検討しているところである。現段階で公表できるのはこの程度だが、随時、新しい情報については事務局に提供しながら進めてまいりたい。

(大橋部会長) 様々な提案の中で、医療DXに関する話が挙げられている。新しいシステムを築かれるのであれば、その過程で、実際に利用する自治体等の意見も聞いていただき、利便性が高い良い仕組みとなるよう進めていただきたい。

＜通番30：施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和（農林水産省）＞

(大橋部会長) 周知について、現在想定している方法及び日程を具体的に教えていただきたい。

(農林水産省) 現在、写真等を活用した分かりやすいパンフレットを作成している。これを、地方農政局又は都

道府県を通じ、最終的に市町村まで周知し、ホームページにも掲載することを考えている。周知の時期については、現在、概ねの案を作成しており、こちらの対応の内容について御了解いただければ、すぐにでも周知をしていきたいと考えている。

(大橋部会長) このパンフレットは、土地改良事業の様々な法定の手続を踏む関係者が必ず見るという位置づけのものか。

(農林水産省) 然り。地方農政局、都道府県及び市町村の土地改良事業の担当部署の方が見ることを想定している。

(大橋部会長) 土地改良事業に係る許可や同意徴集手続等の法令の基準として既に定められているものに付加して記載することは想定していないのか。詳細な文言の解釈に係る部分であり、別途事例で示すということか。

(農林水産省) 新たにこの提案内容に特化したものを作成し、同意徴集が必要な施設更新事業とはどういうものかということ、具体的に例示しつつ分かりやすく表現したいと考えている。

(大橋部会長) 今回の提出資料中に「地方農政局に対しても注意喚起」という表現があるが、具体的にどのように地方農政局と情報共有する予定か。

(農林水産省) 都道府県及び市町村に対する周知内容を地方農政局に伝えるとともに、この地方分権の場で御議論いただいたこと、特に取扱いに差が出るのではないかと御懸念があったということも併せて伝えることによって、そのような誤解が生じないようにしたい。

恐らく、事業の進捗が序盤の段階では明確に答えづらいといった事情もあり、中央省庁と地方機関において取扱いに差があると捉えられたのではないかと推測している。ただし、判断のメルクマールは明確であるため、その点についてしっかり周知するという事を考えていたところ。

(大橋部会長) 地方自治体としては、管理事業計画の規定方法や、詳細度が原因で取扱いの差が生じるのではないかと印象を持っていたようだが、そうした部分によっては左右されずに、あくまでも事業内容を客観的に見て判断するという趣旨か。

(農林水産省) 然り。基本的に、整備内容により判断しており、計画の書き方で何か差が生じるということは想定されない。

(大橋部会長) 地方自治体の意向やこれを契機にして何か疑義が生じやすい取扱いの例というのは、ある程度カバーできているということか。追加で明確化する内容はあるか。

(農林水産省) 今回のパンフレットの中では、基本的には、貯水池、頭首工、揚水機、水門とか、幅広く工種を網羅して示す予定。真に全てを対象にできるかどうかは分からないが、これまでの実績においてある程度想定されるものについて、網羅してお示ししたい。

(大橋部会長) この機会に具体化していただくと、地方自治体側の予測可能性を高め、行政施策の透明化ということにも貢献するため、ぜひお願いしたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)